

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十一号

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当通所支援に関する基準（第四十一条―第四十五条の二）」を

「第二節 共生型障害児通所
第三節 基準該当通所支援

支援に関する基準（第四十条の二―第四十条の五）

に関する基準（第四十一条―第四十五条の二）」に、「第二節 基準該当通所支援に関する基準（第五十六条―

「第二節 共生型障害児通所支援に関する基準（第五十五条の二）」

第五十八条）」を 第三節 基準該当通所支援に関する基準（第五十六条―第五十八条）」に、「第五章」を「第

第五章 居宅訪問型児童発達支援（第五十八条の二―第五十八条の五）」

第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第三条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第四項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第四条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第二十条に次の二項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、条例第十五条第二項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改

善を行うに当たっては、次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品の状況

四 関係機関との連携及び地域との交流の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時における対応方法

七 非常災害対策

八 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

3 指定児童発達支援事業者は、毎年度一回以上、前項の規定による評価及び改善の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三十四条第一項中「行うように努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第三十五条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第四十一条第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第四十三条中「と、第十九条第二項」の下に「及び第二十条第二項」を加える。

第四十四条第一号中「（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十六号）第四十三条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」及び「（同条例第四十二条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二号中「法第七条第一項に規定する」及び「（以下単に「障害児入所施設」という。）」を削る。

第四十五条第一号中「（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（同条例第二百二十三条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）」、「（同条例又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第二項の規定に基づき当該指定地域密着型通所介護事業所の所在地の市町村が定める条例の規定により指定通所介護事業所等に設けなければならないこととされる設備である食堂及び機能訓練室をいう。）」及び「（同条例第六十七条に規定する指定通所介護又は条例第三十四条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十五条の二第一号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は同令第六十七条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ」を「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ」に、「同令第六十三条第一項又は第六十七条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者を除く。以下この条において同じ」に、「同令第六十三条第一項又は第六十七条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ」に、「以下同じ」を「以下この条において同じ。」に改め、「同令第六十三条第七項に規定する」を削り、「（以下単に

「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」という」を「等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ）」に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第四十条の二 条例第二十八条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十六号）第四十三条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（同条例第四十二条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び条例第二十八条の二の規定による共生型児童発達支援（以下単に「共生型児童発達支援」という。）を受けける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型児童発達支援を受けける障害児に対し適切なサービスを提供するため、法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下単に「障害児入所施設」という。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第四十条の三 条例第二十八条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（同条例第二百二十三条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同

じ。）の食堂及び機能訓練室（同条例又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第二項の規定に基づき当該指定地域密着型通所介護事業所の所在地の市町村が定める条例の規定により指定通所介護事業所等に設けなければならないこととされる設備である食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護等（同条例第六十七条に規定する指定通所介護又は条例第三十四条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数を合計した数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等において提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第四十条の四 条例第二十八条の四の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の

登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数及び共生型通いサービス（共生型生活介護（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五十条の二に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（同条例第八十八条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）、若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（同条例第九十六条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（条例第四十七条の二に規定する放課後等デイサービスに係る共生型通所支援の事業をいう。）をいう。以下同じ。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者又は障害児の数を合計した数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護又は指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数及び共生型通いサービ

スを受ける障害者又は障害児の数を合計した数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、その機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び共生型通いサービスを受ける障害者又は障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第四十条の五 第五条及び第八条から第四十条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十九条第二項並びに第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十八条の五において準用する条例」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第二十八条の五において準用する条例」と、第三十三条、第三十八条第一項及び第四十条第二号中「条例」とあるのは「条例第二十八条の五において準用する次条」と、第三十三号、第三十八号第一項及び第四十条第二号中「条例」とあるのは「第四十条の五において準用する次条」と、同条第三号中「第五号第一項」とあるのは「第四十条の五において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第四十条の五において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

第四十六条第一項第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第五十条の次に次の一条を加える。

(情報の提供等)

第五十条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うように努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第五十一条中「第二十条から第二十七条まで」を「第二十条第一項、第二十一条から第二十七条まで」に改め、「第三十四条第一項」を削り、「勤務の体制」を「勤務体制」に改める。

第五十二条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第五十四条の二を削る。

第五十五条中「第二十八条から第三十三条まで」を「第二十八条から第三十六条まで」に改め、「第三十五条、第三十六条」を削り、「次条から第三十三条まで」を「次条から第三十六条まで」に改め、「第四十六条第二項」と、」の下に「第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、」を加える。

第五十八条中「第二十八条から第三十三条まで」を「第二十八条から第三十六条まで」に改め、「第三十五条、第三十六条」を削り、「第五十四条及び第五十四条の二」を「及び第五十四条」に、「次条から第三十三条まで」を「次条から第三十六条まで」に、「第二十一条」を「第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、第二十一条」に改め、「第五十四条の二第三項中「第四十七条」とあるのは「第五十条」と」を削る。

第四章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第五十五条の二 第五条、第八条から第十六条まで、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条の四まで及び第五十四条までの規定は、放課後等デイサービスに係る共生型通所支援の事業について準用する。この場合において、第十二条（見出しを含む。）中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第四十七条の二において準用する条例第四十六条第二項の規定及び第五十五条の二において準用する第五十四条第一項の規定」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第四十七条の二において準用する条例第四十六条第二項」と、第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第四十七条の二において準用する条例」

と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第四十七条の二において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十五条の二において準用する次条」と、第二十八条中「障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第四十九条の二並びに第四十七条の二において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで、第二十六条から第二十八条まで並びに第四十六条第二項及び第三項の規定並びに第五十五条の二において準用する第八条から第十六条まで、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで及び第五十四条」と、第三十三条中「第二十号各号」とあるのは「第四十七条の二において準用する条例第二十号各号」と、「前条」とあるのは「第五十五条の二において準用する前条」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十七条の二において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第四十七条の二において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十五条の二において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十五条の二において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十五条の二において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十五条の二において準用する第三十八条第一項」と、第五十四条第一項中「第四十六条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第四十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十七条の二において準用する条例第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

第六十三条第一項中「第五十二条第一項及び第二項」の下に、「第五十八条の二第一項」を加える。

第六章を第七章とする。

第六十条及び第六十一条を次のように改める。

第六十条・第六十一条 削除

第六十二条中「第十八条から第二十四条まで」を「第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十四条まで」に、「第三十三条から第三十六条まで」を「第三十三条、第三十五条、第三十六条」に、「及び第三十八条から第四十条まで」を「第三十八条から第四十条まで、第五十条の二、第五十八条の三及び第五十八条の四」に、「第五十四条第一項及び第二項の規定並びに第六十二条において準用する第五十八条の四」に、「第五十四条第二項」を「第五十六条において準用する第五十条の五第一項及び第二項の規定並びに第六十二条において準用する第五十八条の四」に、「第五十四条及び第五十五条並びに」を削り、「の規定並びに第六十条及び第六十一条」を「第五十条の五及び第五十条の六の規定」に、「及び第三十八条」を「第三十八条から第四十条まで、第五十条の二、第五十八条の三及び第五十八条の四」に、「第五十五条各号」を「第五十六条で準用する第五十条の六各号」に、「勤務の体制」を「勤務体制」に改め、「準用する第三十八条第一項」との下に「第五十八条の三並びに第五十八条の四第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と」を加える。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

(従業者)

第五十八条の二 条例第五十条の三第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 訪問支援員 事業の規模に応じ訪問支援を行うために必要な数置くこと。

二 児童発達支援管理責任者 一人以上置くこと。

2 前項第一号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対し訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら条例第五十条の三第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第五十八条の三 条例第五十条の三第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業者（以下単に「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）は、従業者に対し、当該従業者の身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額等の受領等）

第五十八条の四 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、条例第五十条の五第一項及び第二項に定める場合のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において条例第五十条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援（以下単に「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）を提供する場合は、当該通所給付決定保護者

から当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供に要した交通費の額の支払を受けることができる。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、条例第五十条の五第一項若しくは第二項又は前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第一項の費用の額について、あらかじめ、通所給付決定保護者に説明を行い、その同意を得なければならない。

(準用)

第五十八条の五 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで及び第五十条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十条の五第一項及び第二項の規定並びに第五十八条の四第一項」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第五十条の七において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十八条の五において準用する次条」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条」とあるのは「第五十条の五及び第五十条の六並びに第五十条の七において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第五十八条の三及び第五十八条の四並びに第五十八条の五において準用する第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第一項及び第三十八条」と、第三十三条中「第二十各号」とあるのは「第五十条の六各号」と、第三十

八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条の七において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十条の七において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十八条の五において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十八条の五において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十八条の五において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定を受けている秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年秋田県条例第二十八号）による改正前の秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十四号。以下「旧条例」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者の人員に関する基準については、この規則による改正後の秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に旧条例第二十九条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者の人員に関する基準については、新規則第四十一条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。